

社会規範と法規範

—経済・国家・法の全体構造と法の内部構造—

鷹巣信孝

一、本稿の課題

- 二、『資本論』と法理論（パシュカーニス理論の検討）
- 三、『資本論』と法理論（加古理論の検討）
- 四、経済・国家・法の全体構造と法理論（藤田理論の検討）
- 五、経済・国家・法の全体構造と法理論（私見の基本構図）
- 六、結びに代えて（影山論文の検討）

一、本稿の課題

(一) 今日、一部の自然法理論を除けば、法と國家権力とは密接不可分の関連において捉えるのが一般的である。しかし、法解釈学の分野では、國家権力を媒介としない諸々の社会規範を法源とする傾向が強い。筆者の研究の手懸りとなつた「約款」もその典型的の一つである。」のような現象を理論法律学の見地から眺めるとき、いかに法解釈学とい

えども、国家を媒介とする法規範と、これを媒介としていない社会規範との区別と連関を問うことなしに、両者を「法源」として同じ態度で取扱いうるのかという疑問が生ずる。

(二)、と同時に、理論法律学の分野に目を転ずるとき、国家権力の媒介の有無を基準にして法規範と社会規範とを区別する方向にあるとはいえ、両者の連関を論理的に追求せぬままに資本制経済と法、即ち商品形態と近代法形態の連関を追うに止る傾向にあつた。そのために、国家のモメントを法現象の中に論理的に展開できず、あるいは戦後の「法社会学論争」において提起されている問題を正しく受け止め発展させえないでいる。これらの欠陥は資本主義法の理論的解説にとってのみならず、国家論や経済学に対しても重大な難点を放置させることになる。筆者自身の旧稿「社会と法の連関構造」(佐賀大学経済論集四巻二号)もこの欠陥を含んでいた。

(三)、そこで本稿は、法や国家の理論的解説にとって社会規範(広義の政治社会)を媒介とする必要性を、資本制社会の全体構造(経済—国家—法の連関構造)を法発生論として解明し、これを法の内部構造論の中で総合止揚せんとする方法論的試みの中で論証しつつ、旧稿の自己批判と補足をかねて、諸先達の理論を検討するものである。

一、『資本論』と法理論(パシュカーニス理論の検討)

(一)、『資本論』第一巻第二章「交換過程」の冒頭部分を参考に、商品形態と近代法形態との連関を問うた、パシュカーニス『法的一般理論とマルクス主義』(以下、稻子恒夫訳の頁数のみで引用)の画期的側面は評価を受けつつも、また様々の批判を受けたことは周知のとおりである。これらの批判が正鵠を射ているかについては疑問もあるが、ここでは従来の諸批判が見落してきた重大な欠陥を取りあげることにしたい。

パシュカーニスは近代法形態に関する一側面を扱つたのみで、近代法の内部構造の論理的展開を充分になし�ていないし、この課題を果すための前提たるべき法の発生論的解明が欠落してしまつてゐる。そのため社会規範から法規範への転成の必然性の問題に気付かず、したがつて国家権力を論理的に位置づけることも出来ず、また労働力商品視点の軽視が伴つて国家を媒介とせざるを得ない必然性の実体的根拠を捉えきれなかつた。この重要な欠陥の検証が本節の課題である。

彼は「第二版への序文」で「法律理論のつかう権利の主体は、商品所有者と非常に密接な関係にある。この基本命題は、マルクス以後あらためて証明する必要がなかつた」（三七頁）として、「商品＝貨幣経済と法律形態のカテゴリー自身のあいだには、切り離すことのできない内的なつながりが存在することを理解する」（四〇頁）試み、即ち「法の形態と商品の形態とを接近する試み」（三七頁）を企てている。われわれは彼の試みを、「主体は法律理論の原子であり、もうこれ以上分解できないもつとも単純な要素」であり「法的形態を分析するときに主体のカテゴリーに決定的意義をあたえることはできる」（一一三、一一四頁）との見地の下に展開を始めている第四章「商品と主体」の検討から始めよう。

彼は法主体を法律学の端緒とする趣旨ではないが、法主体に決定的意義を求め、これと商品形態の経済学的分析を直接無媒介的に結びつけるところに、彼の研究が断片的な鋭さを示しつゝも、部分的な問題の解明に止り資本主義法の体系的解明へ進み得なかつた根拠があるからである。

(二)、「法律的交際あるいは法律的主体の交際の物質的的前提はマルクスにより『資本論』の第一巻でしめされている。……マルクスにおいては、主体の形態の分析は商品の形態の分析から直接にみちびきだされている」（一一五・六頁
傍点引用者）として、『資本論』第一巻第二章「交換過程」の冒頭部を参考にしつゝ、人間の物化、物の人格化によ

る商品物神性と法の物神性の規定補足の論理を解明している。ここで労働生産物が商品なる特殊歴史的形態をとることによって、人間が物化されると同時に、他方では商品交換（価値実現）の段階では商品所有者として権利の主体とされることをもつてパシュカーニスが直ちに「法主体」とか「法律的に人間は物を支配する」とか「法律的関係」と理解してしまうのでは論理展開上大きな欠陥を惹起せざるをえない。

たしかにマルクスは当該部分で「契約という形態をとるこの法関係は、適法的なものとして進行するかどうかは別として、一つの意志関係である。この関係に経済的関係が反映されている。この法関係または意志関係の内容は、経済的関係そのものによつて与えられている」（向坂訳による。傍点引用者）として商品交換と法の関連に触れてはいるが、しかしこれをもつて経済と法の連関の正しい展開の方法となすことは出来ない。マルクスはここでは「人々が相互に商品の代表者として、したがつて商品所有者として存在している」にすぎないこと、「人々の経済的仮装は經濟的諸関係の人格化にすぎず、この經濟的諸関係の担い手として、彼らが相対しているということ」を指摘することにより、人間の方を主体として単純に考える日常一般化している近代的世界觀＝法学的世界觀に警告を与えているのであって、契約が法的関係であるとか意志関係が法的関係であるということを直接無媒介に説くことに主眼があるわけではない。国家や法を究明する場合に、ここでマルクスの記述から権利義務関係を直ちに法的関係と見るのは誤りである。けだし、権利義務関係・契約関係は法的関係として存在する以前に先ず経済社会の規範関係として存在するからである。にも拘らずマルクスがこゝで前記のような表現をとつたのは、一つには当該部分は法の理論的解明の展開ではないこと、そして資本制社会の日常的視角は、その発生基盤から遊離して独り歩きをしている法の世界からのものであり、権利物神崇拜、法学的世界觀が支配していることを考えてのことと思われる。だからこそマルクスは傍註でプルードンのプチ・ブル的な見方、法の側からの発想を批判したのである。しかも、マルクスは国家や法に

について断片的な鋭い考察を行なつてはいるが、体系的、論理的な展開はなしていないのであり、この事実にも留意して『資本論』を参照しなければならないのである。

(三) 要するにパシュカーニスはマルクスの論述を無反省に引用することによつて、権利主体を直ちに法主体と見なし、権利義務関係を直ちに法的関係と見てしまい經濟社会と法を直接的に結びつけてしまい、社會規範によつて秩序づけられている經濟社会（広義の政治社会）と法とを媒介する狭義の政治社会（國家）について充分な論理展開をなしえないのである。勿論彼には社會規範や國家に言及した部分がないわけではないが、經濟社会規範が国家を媒介にして法規範として完成されるプロセス、完成されざるを得ない必然性の論理的解明への志向は抜け落ちている。この欠陥を補うためには資本制社会では「あらゆる主体は抽象的な法律的主体となる。同時に規範は抽象的、一般的な法律」という論理的に完成された形態をとるようになる。」（一二六頁）のは何故なのかその必然的根拠を問うことと密接な関連を有している。つまり、資本制社会では實労働者までもが権利主体、法主体とされざるをえないのは何故のかという問題意識を基底に据えてからなければならないのである。

彼は、資本主義的所有は資本の自由であり、この自由は「財産をもたない個人、すなわちプロレタリアの存在をぬきにしては考えられない」（一三三～四頁）として労働力商品の問題を指摘しながら、この視点を貫徹しなかつたために、『経済学批判序説』の方法を参考にして資本制社会について原理的に解明する筈の著者は第五章「法と國家」では歴史主義的な叙述に傾斜しつつ、近代国家権力を交換の保証人として市場に結びつけて（一四三～五頁）流通主義的な発想をなしつつ、「資本主義国家にたいする労働者の服従は、同じ労働者の個別的な資本家にたいする従属がイデオロギー的に複製されたものではない。それは、まず第一に、支配階級の代表者から切りはなされた特殊な機構

が存在し、しかもこの機構は個々の資本家のうえにたち、非個人的な力として姿をあらわすからである。第一に、それは、この非人間的な力は個々の搾取関係を媒介していないからである。なぜなら、賃労働者はあたえられた企業家のもとで働くことを政治的、法律的に強制されているのではなく、形式的に自由な契約にもとづいて自分の労働力を資本家に譲渡しているからである。搾取関係が形式的に二人の「独立、平等」の商品所有者の関係として実現され、そのうちの一人であるプロレタリアが労働力を売り、他の一人である資本家がそれを買うとき、政治的階級的な権力は公権力という形態をとることができる」（一四八頁）という。ここに見られるのは、労働力商品化を媒介として、生産力と生産関係の矛盾という社会の基本的矛盾を、恐慌という形態で表明せざるをえない資本制社会が、何故に「社会的な力」で治めきれずに国家権力を必然化せざるをえないのか、「社会規範」で秩序づけきれずに法規範を必然化するのか、それは如何なるプロセスを経て展開されるのかという基本的な問題を論理的に解明する方向の放棄以外の何物でもない。彼は切角労働力商品の問題に触れながら、これを再生産構造との関連において実体的に考察して、そこに國家権力発生の必然的契機を求めていないのである。そのためには、商品所有者相互間の個別的意志關係が如何にして国家意志へと高められて行くのかの内部構造解明を放棄した表面的、断片的記述に止り、社会規範と法規範、社会力と国家権力の区別と連関を求めつつ、資本主義法の内部構造解明の裡に社会全体象を総合、止揚せんとする視点、即ち社会科学の視点が欠けている。経済社会（社会規範によって秩序づけられている廣義の政治社会）における取引關係が権利形態で蔽われているように、国民と国家権力との関係も権利形態で蔽われざるを得ない点に問題の発端があるのであって、「法治國家は蜃氣楼であり、しかもブルジョアジーにとって非常につごうのよい蜃氣楼である」云々（一五四頁）という断片的指摘に止らず、そのような都合のよいイデオロギーの生成定着の構造を探つてこそ、資本制社会における経済、国家、法の連関構造も科学的に解明できるのである。

四、パシュカーニス理論にみられるこのような欠陥は、第七章「法と法違反」においても論理的解明に代えて歴史主義的叙述に重きを置き、また刑罰を国家の統治権（刑罰権）の階級性の問題として深めることなくして「等価性」の問題にすりかえるという様に具体化している。さらに、労働力商品視点の輕視は社会主義社会の基本原理を不明確にし、これに加えて社会規範の存続の問題を区別して論じえず、無政府主義に対する批判においても「彼らは国家的強制とか法律というブルジョア法の外的なメルクマールは捨てるが、独立生産者間の自由契約というブルジョア法の内的本質はのこしておく」（一二九頁）などという混乱した考え方をもつてするに止り、批判的趣旨を込めてのブルジョンの引用（一三〇頁注⁽³²⁾）においては、まさに社会規範と法規範、真正の一般意志と虚偽的一般意志（国家意志）の区別と連関をなしていないことを暴露している。これでは無政府主義理論に対するマルクス主義理論の優位を誇ることは出来ない。⁽²⁾また、ブルジョア法的イデオロギー批判のために、あるいは取引法においてのみ「商品形態の、さらにはこれに連関する主体の形態のマルクス的分析」を利用する從来の理論の態度を脱却して、「法的上部構造の研究のために」即ち法の一般理論構築のためにマルクスの成果を利用せんとする意図（三八頁）を、完全に果しえなかつたのも当然である。

五、パシュカーニスが唯物史観公式の引き写しを脱却し『資本論』に依りながら「法的形態の歴史的、弁証法的發展の基本的特徴をしるす」（四三頁）試みをなしたことは高く評価すべきとしても、私法の特徴や形態を法一般の特徴、形態としたり（三九頁、一〇八頁）、私法体系の根源を国家のモメントを抜きにして直接に商品生産社会に求め、「権力と服従の関係の論理は部分的にだけ法律的概念の体系の中に組入れ」るにすぎず（九八頁）、「国法は政治的組織の領域における私法的形態の表現としてのみ存在している」（一〇七頁）という様な発想からすれば、彼の理論とて「法の一般理論」に成りえなかつたのは当然である。けだし、公法と私法の問題が法の論理構造の中で占め

る位置如何という問題意識に欠け、また法の発生論的見地、即ち経済（広義の政治社会）、国家（狭義の政治社会）、法の連関構造の解明がないために、経済社会と狭義の政治社会を私的利益と一般利益、私法と公法の問題に結びつけるに止る（一〇六頁）からである。

内、パシュカーニスは「規範と法律関係」の関連について、現実的、歴史的次元での法と政治の相互関係の問題（われわれの云う法の発生論）と、理論的、体系的次元での客観的法と主観的法の相互関係（われわれの云う法の論理構造）の問題を区別してはいるが、再三強調して来たようにその各々の解説が不充分な上に、両者の総合がないために、第三章「関係と規範」にも重大な難点がある。

そこでは、法的関係こそが第一次的で（八六頁）、規範に対し優位を持つ（八八頁）と云う。これが法の論理的解明として上向綜合の過程で云われたのであれば充分ではないにしてもその視点は評価されるが（但し、この「法的関係」は単なる「権利義務関係」とすべきことは後述する）、彼はこの問題を発生論の次元から解明している。この次元からは「関係と規範」とのいすれが第一次的かを問う余地はないのであって、ここでは法的関係や法規範を問う以前に社会規範と社会規範関係を考察しなければならないのである。社会規範の端緒形態である契約（個別的規範）は交換関係と同時に成立し、そこに権利義務関係（規範関係）も成立する。パシュカーニスは、法的関係は物質的生産関係によって直接に生み出される（九八頁）として、権利形態即ち法的形態と考え、「紛争、すなわち利害の衝突こそ、法の形態すなわち法律的上部構造をもたらす」（九五頁）とし、法規範と社会規範の区別と連関を認識していく。そのため、政治的上部構造（國家）は第二次的、派生的契機であるとして、法の探究に入る前に規範制定権力、即ち政治的組織の存在を前提にしたり、法は政治の結果であるという結論に至ることを拒む（九二頁）のであるが、これは法の論理的解明と発生論的解明の混乱以外の何物でもない。

(b)、最後にパシユカーニスが論理的、体系的平面の問題としている主観的法と客観的法の相互関係について検討しておこう。彼は、主観的法は社会生活の外的な、即ち意識的な規制に關係なく存在する物質的利益に基づくものであるから、これこそが第一次的だとする（一〇二頁）。しかし、この問題も法以前に社会規範の次元で考察しておく必要がある。けだし、彼のように「権利主体」のモメントで法とその他の社会秩序を区別するのでは（一〇四頁）、法と経済社会規範の区別も連関も認識しえないのである。

法にとつては国家意志が権利形態に包摶されている点こそが決定的なのであり、国家意志の点で経済社会規範と異なり、権利形態において政治現象との区別を持ちつつも、相互に連関している。主観的法と客観的法の問題を論理的に次元で扱う際には、パシユカーニスの説く様に主観的法が先に取扱われるが、それは彼の考える様な根拠に基づくものではなく、法の内部構造を論理的に上向総合的に展開する場合、本質（権利形態）論から出発しなければならないからであり、そこでは国家意志が権利形態に包摶されるプロセス解明の第一段階として、国家が統治権の主体とされる過程を、経済、國家、法の連関を総合しつつ展開しなければならないのである。

パシユカーニスは主観的法を利己的な人＝市民社会の一員の特徴を示すもの、客観的法を全体としてのブルジョア国家の表現として、私法と公法の問題に関連づけている（一〇五頁）が、これでは公法、私法の問題が法理論において占める位置を見失うだけでなく、ここでの問題は狭義の政治社会（国家）についても権利形態がとられる点を発生論的、内部構造論的に解明することを見失う。この問題は「ブルジョア社会の特徴は一般的利益が私的利益から切りはなされ、それと対立しているが、この対立において一般的利益が心ならずも私的利益の形態すなわち法の形態をとる」（一〇七・八頁）と云つて済まされるものではない。一般的利益は心ならずも法の形態をとるのでなく、私的利益、階級的利益が一般的利益（国家意志）として、あたかも対立が統一されたかの如く見せかけるた

めに、換言すれば市民社会より生れつた市民社会に働きかけるために法的形態、権利形態をとる点の解明こそが重要なのである。

(八)『資本論』の「交換過程」を参照しつゝ法の一般理論を展開せんとしたパ・シュカーニスも、経済過程の解明に主眼を置いたマルクスの業績を無反省に法理論の手引としたために大きな欠陥を惹起した。要言すれば、商品形態と法形態を直接無媒介に結びつけたこと、即ち権利形態を先ず経済社会規範の問題として捉え、その上に狭義の政治社会（国家）を媒介にして法理論を開拓すべきであった。唯物史観の公式を「導きの糸」として、資本制社会なる特殊歴史社会の全体構造（経済—国家—法）を探り、商品形態による階級関係隠蔽の上塗りとしての法形態の位置、即ち全体構造において法は最上部に位置を占める根拠を求めた上で、法そのものゝ内部構造を解明することによつて、資本主義法の超階級性の故の虚偽性を明らかにし、こゝに「導きの糸」とした公式を論証することによつて、法の一般理論の成就と同時に資本制社会の全体象を基本的、原理的に求める社会科学もこの次元における解明に関する限りでは一応完成するのである。そして、経済学原理論によつて資本制社会の基本的マルクマールが体系的展開の裡に剔出され、これを廃棄したところに新しい社会を原理的に基礎づけ、理論における歴史の先取りを果してゐるよう、國家、法の理論も新しい社会における社会力と社会規範について原理的に先取りしうるものでなければならぬ。

パ・シュカーニスはそのような方向への脱却を企てつゝも、権利形態即法形態と短絡的に捉えたために、その試みも商品形態と法主体の問題に限定され、部分的、断片的な法現象の解明（社会学）に止り、法の内部構造と資本制社会の全体構造との体系的、統一的解明（社会科学）に至りえなかつたのである。

(1) パ・シュカーニスは、所謂「ソヴィエト社会主義社会」を「プロレタリア的、國家資本主義」と定義したのは「よく考へられていない、まちがつた定義」であったとして自己批判しているが（二三九頁註44）、社会主義の物質的基礎が労働力商品の止揚、

したがつて価値法則の廃棄にあることを見誤つている。

(2) 周知のように、マルクス主義と無政府主義（最近は「絶体自由主義」と呼ばれている）の対立は、過渡期国家の問題をめぐつて生起するが、前者の側例えはレーニンの国家論そのものが充分に理論的体系的でないために、これを乗り越えたと称する無政府主義思想（例えばヴォーリン）も、本来的に社会科学を蔑視する点と相俟つて、理論的な欠陥が目立つ。

(3) パシュカーニスは「弁証法的発展」が現実の歴史の発展過程をも表現するとしている（五七、六七、七〇頁）。このような「論理と歴史の照応論」については第三節の五で加古理論と合せて批判する。

二、『資本論』と法理論（加古理論の検討）

(一) 前節で検討したパシュカーニスを乗り越えんと試みる加古祐三郎『近代法の基礎構造』（以下頁数で引用）の検討が本節の課題である。結論を先取りすれば、法の理論的解明に関する彼の業績はパシュカーニスを深めるどころか、それと全く同じ欠陥をもつていて、

(二) 加古も近代法を特殊歴史的形態として解明せんと志し、「法的世界における最も根本的な範疇である人格者概念」に関して一應の考察をなしている（七〇頁、八二頁）。しかし、彼もパシュカーニス同様に『資本論』第一巻「交換過程」を直ちに法主体の解明に用い、商品物神性と法物神性の規定、補足関係を見出すことにより、近代法主体の形式的、抽象的な自由平等の根拠を批判的に解明するに止る（八九頁、九八頁）。「法的関係は経済関係の外被に外ならない」（七八頁）として、経済と法を無媒介に対応させ、社会規範や国家という重要な媒介環を論理展開の中に取り込んでいない。彼にもこれら媒介環についての意識が全くないわけではないが、「法のイデオロギー」の

「一般的性格」と「特殊的性格」（われわれの用語に翻訳すれば法の発生論と内部構造論）を区別したまま、後者を中心いて論じて（八一頁）、前者の一応の解説の上に後者を位置づけ、且つ後者において前者を論証し止揚する態度に欠けていた。商品交換における平等性イデオロギーが権利主体、自由平等、人格規律などの歴史的範疇の現実の基盤であり（七六頁）、商品物神性は商品社会に内在する一切のイデオロギー及びその虚偽性の根源または原型である（九六頁）、と断片的に指摘するだけでなく、これを経済—国家—法の連関構造の中で解説しなければならない。彼も言うように、近代法理論の課題は一面的なゲネシスの問題のみに止りえず、これを前提とした上で法の内部に深入りしなければならない（八〇頁）のであり、「法の『一般的イデオロギー性』と……『特殊的イデオロギー』との連関及び統一の論証の裡においてのみその充全的な意味をもつ」（一四四頁）のである。加古のこの言葉がパシュカーニス理論の批判的検討の際に述べられたにも拘らず、彼自身も両者の区別と連関の下に資本主義法の解説を成しておらず、パシュカーニスの方法上の欠陥を具体的に乗り越えていない。更に、パシュカーニスは「単純商品生産者の社会」の法的形態の特質の解説に終つたとしながらも（一五一頁）、彼においても労働力商品の視点を貫いていないために、資本主義法が権利形態の下で如何にして超階級的、無矛盾の世界を装うことが出来、そのように装わざるをえないのかを論理的且つ発生論的に解説していない。このような解説のためには「労働力商品」視点の貫徹を要することは、パシュカーニスについて見たところであり、單に法と経済の「弁証法的相貫」（一〇〇頁）を指摘するだけで足るものではない。

（三）右のような基本的欠陥のために、パシュカーニスを深めたと自讃する「法的物神性」についても、せいぜい法主体の自由平等イデオロギーの虚偽性を一般的に説くに止り（一〇一頁）、實労働者までもが権利意識に埋没せざるをえない根拠を問い合わせ、更に法学的国家観、法学的世界観へと展開して「法的物神性」を論理的に解説することはなし

ていない。

彼は商品物神性は「第二の価値増殖過程 $W-G-W$ を第一の価値形成過程とし、 $G-W-G$ をこのように呼ぶが、これは誤りである……筆者）との連関の下においてのみ、今日、その社会現実的な存在性格の全貌を明らかにする」（一五二頁）として、労働力商品に目を向けてはいるが（一五四頁）、労働者までもが権利物神にとりつかれてしまふ点を抜きにして、「第二過程そのものの裡に根差す階級的不平等関係」を「従来の市民法的原理に対立するものとする社会法原理」の根拠とし（一五五頁）、労働法を段階論的に区別することなく原理論に直結させている。彼は第一過程と第二過程（これが誤りであることは措くとして）との統一の裡に近代法を解明せんとしつつも、両者の統一の契機を求めえぬままに市民法は前者の、社会法は後者の過程に基礎を置くとし、社会法原理は市民法原理と対立しつつもこれを未だ止揚し能わない、いわば形能変化であり、私法原理に内在する自己疎外性、形式的抽象性の矛盾的契機の対立的反省形態である（一五六頁、二五六頁）などと抽象的な言葉で済ましてしまう。彼のいう第一、第二過程の統一の契機こそは労働力商品（その対概念としての資本）なのであり、市民法もこの特殊な商品＝法主体を含めはこそ国家権力を媒介とした「法」なのである、社会規範とは区別されるのである。

尚、加古は社会法の考察について二つの見点が方法論的に区別さるべきこと、即ち資本制下の社会法原理とこの段階を止揚した経済機構（例えばソビエトの如き過渡期的段階）における社会法原理との区別を強調しているが（一五二頁）、これも労働力商品形態にかかる問題なのである。

四、近代法形態の基礎を第一、第二過程の統一裡に求める加古は、この経済過程における矛盾の反映としての政治的関係の対立が近代法に反映し、法の国家的強制性の契機を具有せしめる（一五七頁）として、国家の必然性を説いてはいるが、広義の政治社会と狭義のそれ（国家）の区別と連関がつかず、前者から後者が発生する必然的契機を基礎

に、そのプロセスを探ることはしていない。のみならず、國家が中立的第三者として法的形態（統治権）を装つて現わされるをえない根拠と、そのプロセスの解明には目を向けず、私法と公法の問題にすり替えてしまう（二四八頁）、二五八頁）点でもパシュカーニスを越えていない。國家権力が権利形態をとる点の解明抜きには、階級性隠蔽を明らかにしえないのであり、またこの解明は私法と公法の問題とは次元を異にしつつも関連していることを論理的に追えないのである。

（五）、以上のような加古の混乱を端的に示すものとして「近代法形態に内在する矛盾、即ち法的平等性の自己矛盾」（一五五頁。また二五八頁参照）なる考えを検討しておこう。近代法形態は商品形態で隠蔽された資本制社会の階級性を、更に隠蔽する特殊形態であり、従つて法的世界は無矛盾の世界として構成されてこそその特殊イデオロギー性を有しうるのであり、そこに対立矛盾があつてはならないのである。法形態（権利形態）は商品形態のもつ価値と使用価値の矛盾を反映して、所有と利用の対立、更には自由と拘束の一般的対立として展開してゆく（所有権—債権—統治権）が、これが広義の立法機関（立法、司法、行政機関）を媒介に法規範として現象する段階では統一的な「法的世界」を形成しており、この内的構造を追うところに理論法律学の課題がある。ここで加古の言う矛盾は、権利形態に反映する論理的矛盾ではなくて、法的自由平等と現実との違いを指しているのであろうが、この違いの隠蔽をこそ法は行なうのであり、この点を単にイデオロギー的に断片的に批判する止らず、その論理をこそ体系的に解明しなければならないのである。

尚、加古は「法的主体はそれが単純な論理的考察の立場ではなくして更に歴史的な範疇の立場において考察されることに意味が存する」（二二〇頁）としているものの、これを歴史主義的に即ち歴史の順に応じて述べるか、あるいは唯物史観公式の焼き増しをなすに止り、資本制社会における経済—國家—法の連関構造（発生論）と、この全体構

造における法の論理構造の特殊性（区別）並びに両者の統一としてなしてない。論理と歴史の統一ないし照応は、通常考えられているようにより歴史的展開に合せて論理的展開をなすことではなく、社会関係が商品、秩序意志、権利なる形態をとつて現われるところに資本制社会の歴史的特殊性があると同時に、経済、国家、法の論理的次元を区別づける特殊性が在るものとして、即ち論理的・歴史的形態として考察し、国家や法の発生論（経済—国家—法の全体構造⁽¹⁾）と国家や法の論理構造（内部構造）との統一をこそ追求しなければならない。

(1) 経済—国家—法の全体構造を唯物史観の公式を「導きの糸」として解明しておくことが前提作業として必要であることは本稿に述べたところであるが、より精密な作業としては法—國家—経済として資本制社会の全体像認識を現象次元から本質次元へと深めた上で、経済—国家—法の全体構造を構築するところに、社会の全体像を解明するための唯物史観という仮説も形成されるものと考える。大雑把に言つて、『ヘーゲル国法論批判』から『ドイツ・イデオロギー』を経て『資本論』へ至るマルクスの認識深化の過程は、法—國家—経済へと視点が下降し、「矛盾」の把握が現象次元—実体次元—本質次元へ深まる過程として捉えうるのであり、（マルクス自身にとつては自己の認識の深化過程について、われわれのような意識をもつて反省したわけではなく、歴史的知識に多く頼つてゐるが）この点を考慮しつつ『ドイツ・イデオロギー』や『経済学批判』段階で表明された唯物史観を検討し直さなければならない。つまり、『資本論』後のマルクスは国家や法をどのように全体像に組み込むであろうかを反省しなければならない。

四、経済、国家、法の全体構造と法理論（藤田理論の検討）

(1) 『資本論』に依りつつも、パシュカーニスや加古と違つて、経済・国家・法の全体構造（法の発生論）に重点を置いて資本主義法を解明するものとして、藤田勇『現代法の学び方』第二章第一節「社会の発展法則と法」（以下頁

数で引用）を中心に検討するのがここでの課題である。

教授は現代法を認識し、現代日本社会全体の認識をなすためには、社会現象全体（その動的発展）の中における法現象の位置づけを吟味しなければならないが、そのためには法現象の内部構造をも検討しなければならない（二六頁、五四頁）としつつも、後者の課題即ち教授の言葉を借りれば「法規範、法的関係、法意識（法イデオロギー）」という法現象の諸要素の相互関係」の解説については、夫々の諸要素を部分的、断片的に扱うにすぎず、体系的には展開していない。ところも、教授の発想はパシュカーニスや加古とは逆に発生論のために法の内部構造を探る必要を認めているが、論述の冒頭部分（二七頁）からも解かるように、唯物史観公式を「導きの糸」とすることの理解が充分ではない。社会観、歴史観としての右の公式は統一体として存在する資本制社会なる特殊歴史形態をトータルに捉える方法（仮説）として用いることにより、その正しさを個別科学において論証しなければならないのであり、政治学や法理論は経済と国家さらに法の連関構造を踏えつつ、国家や法の原理的解明の中にこれを止揚するような論理展開をなさねばならない。ことに、全体構造の中でも最終位置にある法を対象とする法理論は、経済学、政治学の成果を受け止めつつ、市民社会（経済、家族）や政治社会が何故法の世界で総合されねばならないのか、それは法の内部構造の裡に如何に総合されているのかを解説することによって、社会科学の「真打ち」として登場しなければならないのである。公式に導かれつつ、全体構造の側から手をつけるとしても、それは国家や法の内部構造解説に止揚されてこそ論証も全うされるのであり、前者のために後者の解説を要するというような一方的なものではなく、相互的なものである。

(二) 唯物史観の公式は、トータルな社会を一挙には把みえない人間が、その理性（概念、論理力）によつて一段づつ解説していくための「導きの糸」であつて、現実の経済過程が意識から独立した客觀的法則に従つて動いたり、イデ

オロギー関係の規制を受けずに自律的運動法則をもつ過程であつたり（三一頁）するのではない。論理的把握の便宜上、物的側面のみを抽出し、その後にそこで抽象された側面を考察することによつて社会の全体構造という、より具体的なものへ進むにすぎない。

教授は、物質的社會關係の總体を「社會的存在、存在」とし、「存在と意識」「物質的關係とイデオロギー關係」の圖式に従つて生産關係を物質的關係として捉えんとするが、かかる單純な発想がまたもや『資本論』第一卷「交換過程」と法的關係を直結させ、意志關係、權利義務關係即法的關係とし、これを經濟關係の外被、媒介形態とする（「法と經濟の一般理論」『現代法』⁽⁷⁾）短絡思考を再生産している。尤も『現代法の學び方』では「法規範の定立とその強制」という形での國家の作用の結果として、經濟關係の外被としての人々のイデオロギー的關係は、相互に權利、義務を担いあう法的主体のあいだの法的關係という形態を獲得する。ここでは、当事者の意思關係は、国家意思と結びついた、後者によつて内容を規定されたものに転化する（五二頁傍点引用者）として、國家の契機を結果論的に加えてはいるが、經濟社會規範（廣義の政治社會）を欠落したために、發生論のみならず内部構造論にも重大な欠陥をもたらしている。

經濟學はその學的意識に応じた対象設定をなし、經濟社會を物化された側面で捉え、その内部構造の裡に価値法則の根拠と貫徹形態を解明すれば事足りるとしても、法律學にとつての經濟社會は單に物化された社會としてではなく、物化現象に対応した意識をもつ人ととの關係として見なければならない。（⁽¹⁾つまり經濟社會は契約を端緒とする固有の社會規範をもつて秩序づけられた社會（廣義の政治社會）として、しかもこの規範においてこそ、經濟過程を第一次的に反映した権利義務形態を探るものとして考察しなければならない。藤田理論においてもこの部分を欠落しているために、國家について言及しているとはい（三八頁）。尚、「國家概念について」法律時報四一卷一号）廣

義の政治社会から狭義のそれ（國家）の発生の必然的根拠（労働力商品化に伴う恐慌の必然性との関連）を見落し、支配者集団形成の必然性や個別意志—階級意志—國家意志の論理的展開を欠き、単に結果を指摘するに止る。⁽²⁾ またそのために、社会規範とは別に法規範を要するのは何故か、國家意志は何故に法的形態を採らざるをえないのかをも解明していない。教授は国家の内部構造に言及しておりながらも、原理論と現状分析の混亂の下に、結局のところ暴力装置論に止り、権力 Machat と暴力 Gewalt、政治権力（本質）暴力装置（実体）暴力行為（現象形態）の区別と連関がついていない。⁽³⁾

(3)、このような難点をもつとはいえ、国家を媒介にして法や法的関係を社会意識の特殊形態、イデオロギー関係の特殊形態として位置づけんとする点の進歩性は評価できる。しかし、階級意志、國家意志を単に法の内容を理解する前提として、また階級意志、國家意志の形成過程を広義の立法過程として指摘する（四六頁）のみでは充分でなく、法の内部構造の論理的展開の中に体系づけなければならない。即ち、法が様々の法規範の形態をとつて現象し、その内容は立法過程において形成されることを分析下向した上で、法の本質論（所有権—債権—統治権として、所有権に内在する矛盾の展開を追う権利形態論）から、立法過程、法規範へと、即ち実体論、現象形態論へ上向展開しなければならない。教授は狭義の立法過程では「階級的、政治的イデオロギーがすぐれて公的、法律的形態をまとつて登場する。さらに、法規範が体系的整合性を必要とする」ことや、法律家によって担われる特殊に法律的なイデオロギー過程の介在にも言及するが（四七頁）、國家意志が法的形態をとる根拠、即ち商品形態による階級関係隠蔽を補完する権利形態、法的形態に視線が届かない。したがつて、権利物神性、さらには法学的国家觀、法学的世界觀の問題を、その基底である商品物神性との関連で捉え、かつ法の論理構造解明の際に位置づけを与えるべきだ。

絡を追うものではない。

四、藤田理論は現代日本法や現代日本社会全体の認識を試みているにも拘らず、本著の理解は「いまだきわめて一般的、抽象的レベル」のものにすぎないので、「具体的、歴史的な研究を通じて、法の変化、発展の姿を明らかにしなければ」ならない（五四頁）⁽⁴⁾といふ。しかし、日本の現代法解説と法の変化発展の歴史的解説と一般的抽象的レベルの解説、この三段階における解説の連関はどのようなものなのか、という疑問が生ずる。教授もいわれるようには「歴史的に規定された諸連関の總体」解説のためには「普遍的なものと特殊なものとの、論理的なものと歴史的なものとの相互關係」という問題⁽⁴⁾の考察を要するが（五〇頁）、この問題を従来の生硬な公式の繰り返しによってではなく、個別科学の領域で考えてゆかねばならない。抽象的一般的考察、歴史段階的考察、現代日本法の考察という発想は、教授がしばしば批判している宇野三段階論と非常に類似しており、教授自身も、資本制社会の全体構造を捉える基礎として経済現象を純化する必要を否定できないとし（三七頁）、また資本主義社会を一般的に前提とした記述をなしており、国家や法の理論を深めるには宇野理論との対決（それも単に結果のみを捉えるのではなくて、その方法論形成の過程を踏えての批判的接收）を避けることは出来ない。とくに宇野理論では国家や法は段階論ないし現状分析の問題とされるが、これは経済学における視点にすぎないのであって、これに対しても国家や法の解説を行なうわれわれ自身の視点から国家や法の原理論を開することによって検討を加えなければならないし、経済学の方法が法哲学にも有効か否かは、法の分野で具体的な作業をなす中で検討する外はないのであって、抽象的批判に止るわけにはいかない。⁽⁶⁾

法現象について具体的な成果を挙げる段階に至っていない筆者自身、宇野理論を具体的に批判止揚しえないが、宇野三段階論に対する疑問を抽象的に述べるならば、原理論はその論理展開の正しさによって検証することも必要であ

るが、段階論、現状分析における法現象の変化の必然性の解明によって、法の原理論で解明された法の虚偽性、階級性を具体的に証明するとともに、原理的に論証された唯物史觀を歴史的具体的に実証しなければならないのではないか。⁽⁷⁾この点は、商品形態の下に經濟法則の貫徹とともにその内部構造を解明する經濟学原理論と、そのような法則的解明に縁遠い法理論との違いもある。しかし、論理的のみならず具体的な検討を経た原理や歴史觀、社会觀であつてこそ、来るべき「新しい社会」の基本原理を理論的に先取りしうるのではなかろうか。

藤田教授の言われるように「未来の展望をうるために、法の変化、発展の問題を考える必要がある」（五五頁）としても、それは單なる歴史的具体的考察によつて得られるものではなく、資本制社会全体構造の原理的解明を基礎にして得られるのであり、これによつてこそ、いわゆる「社会主義社会」の理論的検討もなさるべきである。

(1) 「資本論」を引用して、意志關係＝法的關係とする点に対し、この意志行為は經濟的行為であるとともに、同時に法的行為でもあるという二重性をもつことを指摘し、經濟學が意志の契機を法学に委ね經濟的意志行為の側面を見落すならば、学としての自律性を失ない、經濟學は物の姿をとつて現われる人間關係、階級關係の解明にまで徹底することを忘れるであろう、との批判がなされている（梯明秀「法学と經濟学との中間領域にある若干の問題（その一）」『立命館經濟学』（六卷三、四合併号）。その批判に鋭いものを含みつつも、ここでも經濟社會規範、広義の政治社會が見落されている。

(2) 「經濟と法」『經濟』九七号五〇頁では、「資本主義的所有諸關係を、したがつてまた階級諸關係を科学的に解明し、國家権力と法的上部構造の存立の必然性を説きあかすことができるし、また……支配階級の共通意志の形成過程、その内的論理を明らかにする基礎を獲得することができる」としているにも拘らず、そこでも必然性、形成過程、内的論理を明らかにする不可欠の契機、即ち「恐慌の必然性」には触れていない。

(3) この点の責任は主として政治學（國家論）の不毛性にある。最近ではマハトとゲヴァルトを區別する方向にあるが（例え

ば、津田道夫『国家論の復権』、滝村隆一『マルクス主義国家論』)、対象を一まず資本制社会に限定した上で、国家発生論と国家の内部構造論の区別と連関の必要性には未だ充分な意識がない。そのために、広義の政治社会と狭義のそれの区別と連関づけも欠如し、相變らず歴史主義的叙述や唯物史観の論証ぬきに歴史貫通的な本質論の展開をなしている。

また、対象を資本制国家に限定し、『資本論』第一巻の△商品—貨幣—資本△の内部展開に倣って、国家の必然性、国家本質論を展開せんとする試みもなされているが(高島善哉、柴田高好)ここでも広義の政治社会と狭義のそれ(国家)の、さらには法と国家の区別と連関が欠けているために、国家論の学的端緒を読みえず(市民や人権に求めている)、論理展開に成功しているとはいひ難い状況にある。

(4) 今日、現代日本法をトータルに把握する試みがなされているが、社会の全体構造と法の論理構造の区別と連関、原理論、段階論、現状分析の区別と連関に対する配慮が足りない(例えば、宮崎良夫「経済、國家、法について」季刊現代法創刊号)。現代法を總体において捉えんと志向する者に、このような共通の欠陥があるのは、そのいずれもが現代法現象の一定の具体的な分野における研究を経験せずに、いきなり抽象論を展開しているために、感性と理性、部分と總体、特殊と一般などの区別と連関について、方法的に深める契機を通過していないのではないか、という感じを受ける。

(5) 宇野理論と法理論については改めて考察したいが、経済学原理論が自己完結的に体系展開しうるもの、そこでは便宜上意志関係、規範関係を度外視して考察するからであり、現実を把握するためには社会規範、国家、法を解明しなければならないのであり、「純粹資本主義」は段階論を経て現状分析に至るためにだけではなく、国家や法をも原理的に解明し、資本制社会の全体象を把握するための基礎理論でもあり、しかも国家や法の解明とともに「純粹」さを失う「布石」、即ち資本制社会の理論的解説のために不可欠な礎石ではあるがそれ自体では完結しえないのである。この点については、国家や法の理論を本格的に追求することによって論証する外はないが、旧稿と本稿において抽象的にではあるが示したのではなかろうか。

(6) 例えは「『法と経済の一般理論』をめぐって」片岡昇編『現代法講義』六四頁以下は、「純粹資本主義」の自己完結的論理

体系としての「原理論」やタイプ検出の「段階論」、両者の連関の切斷などの問題性を指摘してはいるが、方法論上の対立は、抽象的・断片的な批判をなすことによってではなく、具体的な業績において止揚すべきものである。また、そこでは宇野理論における「労働力商品」視点の重要性を見落し、宇野経済学は「かなり流通形態論的な考え方方に立っているといわれます。そのため、資本主義経済の運動法則の分析が、ブルジョア社会の階級的な編成の解明にまで上向するものとなりがたい」などと、経済学者の誤解を受容し、誤った批判をなしている。

(7) 国家や法の原理論が成立するとすれば、上部構造（とくに国家）を段階論で扱う宇野理論は再検討を余儀なくされるが、それとともに経済政策を中心て展開される段階論についても再考を要することになる。段階論や現状分析においては経済、國家、法の連関が一層密接になるとしても、それぞれ独自の課題を有する限り、経済、国家、法についてそれぞれの段階論、現状分析が必要であろう。そして、経済、国家、法の相互連関については唯物史観の具体的検証（段階論）を経て、これを現状分析に適用しうることになるのではあるまいか（宇野教授は「唯物史観にいわゆる上部構造と下部構造との関係も、実は、この段階論的規定において始めて具体的に科学的な基礎づけを与えられることになる」『経済学方法論』六〇頁（註）とされるが、われわれは原理的に抽象的な論証を経た唯物史観を段階論で具体的に検証するためにも世界史的発展段階をその典型において考察するのではないかと考える）。原理論と現状分析の無媒介的直結に対する反省によつて構成された段階論は、単に経済学の原理論と現状分析を媒介するに止らず、唯物史観の具体的証明という課題をも担うものではあるまいか。宇野教授が段階論の眼目を「労働力としての商品の拡張再生産の機構」や「人口法則」に置かれ（『経済学方法論』第二章第二節）、大内秀明教授が「資本主義の世界史的な発展段階を代表する資本の蓄積、再生産の構造」を基準とされる（『宇野経済学の基本問題』三六九頁）点は、生産力の発展に伴う生産関係の変化の解明として経済学次元での唯物史観の具体的検証、とくに歴史的変動のモメントの検証に関わる課題として理解する必要があるようと思われる。「純粹資本主義」の「不純化」もこれと関連して追求すべき問題なのではなかろうか。

五、経済・国家・法の全体構造と法理論（私見の基本構図）

(一)、前節までにおいて、資本主義法の理論的な解明を志した先駆的労作を検討批判してきたが、筆者自身の見解は断片的にしか示さなかつた。こゝでは、これらの断片を総合して私見の基本構図を一応の抽象的試論として示しておかなければ、批判も充分なものたりえない。

(二)、経済学原理論で解説されているように、資本制社会は労働力商品化によつて生産＝再生産関係が商品形態によつて覆れ、経済法則によつて「経済原則」^(1a)が実現される特殊歴史的の社会である。そこでは、人と人との関係は物化され、交換過程において市場で取結ばれる意志関係は商品の担い手としてのそれでしかない。商品の担い手は、交換の前提として相互にその意志を商品に宿す所有者と認め合い、合意によつて交換を行なわねばならない。ここに、相互承認によつて所有権が確認され、合意は社会規範の端緒形態（契約）を生み出す。この個別規範が様々に形成され、これに媒介されて経済社会が動く中で、生産財消費財の取引部門ごとに、あるいは各種商品取引の特殊性に応じた共通の規範、より社会的な規範が形成され、さらには再生産構造の全社会的連関によつて、全部門、全取引に共通な基本原則（例えば、所有権の不可侵や契約履行義務）が抽出され、市民社会の存続に不可欠の最小限が全社会的規範として形成されるとともに、所有権は全社会的に保障されることになる。しかし、これによつて個別規範（契約）⁽²⁾や特殊部門規範の意義がなくなってしまうわけではなく、普遍的社会規範の下に経済社会の秩序づけ機能を發揮する。これららの規範を実現するためには、経済社会は紛争処理機構、社会的制裁力を必要とするが、このような規範や制裁力や紛争処理機構（例えば、手形交換所規則・不渡り処分など）をもつ経済社会を「広義の政治社会」と呼ぶ。経済学

では、その内部構造を主として物化された側面において捉えるために、人間の意志関係（規範）や社会的制裁力を除外するが、われわれはそこで一旦無視された要素をこそ視野に入れなければならない。経済社会が権利形態を探る社会規範で覆われると、商品物神性の反映としての権利物神性が派生し、商品所有者は取引主体（権利主体）として自由平等であるとのイデオロギーが生れ、経済社会の階級性隠蔽を補完する（但し、権利物神崇拜が起きても、法学的世界観の様な展開は生じない。けだし、「広義の政治社会」は経済社会の外に形成され外から働きかけるものではなく、規範が経済社会そのものの中で生れ変化するものであることは、感覚的、経験的にわかつているからである）。

社会規範や社会的制裁力により全社会の秩序づけをしているにも拘らず、広義の政治社会から狭義のそれ（国家）が生来しなければならぬのは何故か。市民のエゴイズムのために規範が侵され秩序を維持するに足る制裁力が存在しないからであろうか。エゴイズムのために、実力による所有権侵害や債務の不履行も生ずるではあるが、これが発生する必然性や社会の有機的構造を崩壊する必然性は、原理的には論証されえないのであり、ここに国家発生の根拠は求めえない。^(2a) その必然的根拠は、原理的には「周期的恐慌の必然性」に求めなければならない。不況下における首切りに対する反対斗争、失業者群の発生に伴い彼らの生存をかけた所有権侵害（窃盜・強盜）などの社会規範の無視、失業を免れた者達においても合理化による労働強化、労働条件の悪化に対する反抗や規範侵害の必然化により、さらに倒産の続出や資本間の信用の清算のためにも、社会的制裁力以上の強力による秩序維持・回復の必要。しかも、この事態が生産過程にかかる事柄であるために、個々の資本家や一部門の資本家の関心事に止りえず、資本家全体の階級的関心事となる。また、このような秩序不安状態における一般市民の被害やその可能性の増大は、一般市民にも強力の必要性を納得させ、秩序維持を全社会的関心事とする。しかし、経済社会では暴力的強制を受容する論理がないために、これを全市民の「合意」によるものとして、経済社会の外部に政治社会（國家）としてはじき出す。

(三)、このようにして生み出された、実力行動を伴う狭義の政治社会は、判決・決定・命令・督促・通知などの形態であるいは刑罰や強制執行などの形態を探つて、現象するが、これらの行動は行政府・裁判所などの組織を媒介にし、秩序維持意志の具体化としてなされるのであり、この意志の原基形態として個別意志が見出される。このような狭義の政治社会（国家）の内部構造解明の裡に、即ち個別秩序意志に内存する自由と強制の矛盾を動力として上向する中に、先述の国家発生論を止揚することにより、社会科学としての政治学（国家論）が成立つであろう。

社会秩序をめぐる個別意志は、秩序破壊情況下で暴力によつてでも秩序を守らんとする意志と破らんとする意志との対立関係として現われる。この対立は結局のところ所有権の不可侵性をめぐるものであり、所有と利用、従つて価値と使用価値の矛盾が、経済社会の秩序に関して現れたものであり、所有と非所有の対立的意志関係である。この対立を個別意志の強制で解決しえないとき、共同意志の強制が求められる。

ところで、資本制社会における所有は商品形態をとつて現わるとはいゝ、その本質は資本であり、所有と非所有の対立は資本と賃労働の対立に外ならない。この対立は恐慌の必然性によつて必然化する即ち的階級対立であるが、市民の秩序意志の対立という形態をとるために階級対立とは意識されず、所有せる一部の者と所有せざる一部の者の対立としてしか意識されない。とはいゝ、観念的強制のみでは秩序を維持しえない。

尚、右の意志関係は、交換過程における商品所有者間のそれとは異なり、既存の秩序をめぐるものである点で特殊性をもち、個別的秩序意志を端緒とする点で、商品を端緒とする経済学に対する政治学の相対的独自性がある。

所有権の不可侵は経済社会における基本原則であり、これに対する侵害は経済社会の否定とならざるをえない。したがつて、これを防止するには経済社会の非暴力原則を侵してまでも用心棒を雇うほかはないが、所有者（資本家）が個別的に雇うのでは維持費の点でも、また労働力使用の点でも、利潤を可及的に増大せんとする資本の精神に反す

る。しかも秩序破壊は恐慌を媒介に資本家階級の関心事として発生する。ここに所有者（資本家）間に共同の秩序意志が生れ、資本の論理は共同用心棒の雇用を促す。共同用心棒は一方では所有権（資本）を守るが、それは経済社会のもう一方の非暴力原則を犠牲にしてのことであり、経済社会を守るためににはその基本原則の侵害を伴うという矛盾（非暴力と暴力の矛盾）に彷彿する。この矛盾を乗り越え経済社会の基本原則を貫くために、全市民の「合意（社会契約）」として経済取引上の形態をまねた形態を媒介に形成される普遍的秩序意志として、暴力を経済社会の外、生み落し、自由意志原則（非暴力原則）と暴力による秩序維持との矛盾を一旦は解決する。特殊階級的意志を普遍化するという矛盾を解決するのである。

暴力による秩序維持意志の普遍化が可能なのは、秩序維持は資本家のみならず市民一般の志向とするところだからである。商品物神・権利物神にとりつかれた経済社会の主体は、自由平等な立場での「合意＝契約」を媒介に生きているからである。

秩序維持意志形態による、所有・非所有（資本・賃労働）間の対立の即自的階級性の隠蔽は、普遍的意志に上向した段階でその隠蔽を強めるが、このような形態で裝つてみても暴力が経済社会になじみ難いものであることに変りはない。それだから、全市民の「合意」の下に暴力の独り歩きに歯止めをかけんという、新たな幻想を生み出さざるをえないわけである。

階級的共同秩序意志を普遍的意志へと媒介する「全市民の合意」は、通常は選挙によって選出された市民社会の代表者によって構成される議会において形成され、ここに普遍的秩序意志（国家意志）が生れる。その場合、市民社会の原理に従つて、選挙民と代表者の間に信託関係が結ばれるものとされる。選挙と議会は市民社会と政治的国家を結ぶ懸け橋なのである。

尚、この選挙資格・被選挙資格は全市民に無条件で認められて来たわけではなく、納税額や性別による制限があり、「⁽¹⁾の点は歴史的・段階的に、「合意」による「普遍意志」の虚偽性の問題として、物化された経済社会の論理との関連の下に解明されなければならない（通例、犯罪者に対する公権停止・市民権追奪制度が採られるようであるが、これは普遍意志の「普遍性」も秩序維持志向を有する市民の間だけのものに過ぎないことを、端的に表わしている）。また、個別意志—特殊階級意志—普遍意志を媒介するために諸々の団体（政党・圧力団体）が形成されるが、これについても歴史的・段階的にあるいは現状の分析として解明しなければならない。

尚、経済社会が国家を生み出す際に、特殊階級意志の普遍化を基礎づける副次的要素として、家族間の紛争があることを見落してはなるまい。この紛争は夫婦・親子・兄弟姉妹等の間において、婚姻（離婚）・扶養・相続をめぐる対立、即ち所有と非所有の対立として生ずる点において、経済社会における対立と同根のものであり、対立者間・親族内部あるいは住居地域内の秩序意志によって和解しえない場合には、強制力をもつた普遍的意志による解決を求めるのであり、この側面からも強制的秩序づけを市民社会一般の関心事たらしめる働きをなす。われわれは、このような経済社会と家族社会を合せて市民社会（広義の政治社会）と呼ぶのである。

四、以上のように、個別—特殊—普遍という秩序意志形態の展開を追う中に、その階級性隠蔽をも明らかにするのが国家本質論⁽³⁾であり、国家の本質は秩序意志形態をとった階級關係（階級的な権力）であるといえよう。そして、特殊階級意志から普遍意志への展開の後をうけて、この内部に分け入り、普遍意志の形成・実現の機構やそのプロセス追うのが国家実体論である。

市民社会の代表者より構成され、市民社会の秩序維持の普遍的意志を形成するのが議会である。市民社会は暴力的強制によつて最終的には秩序を維持されるが、暴力的強制はこの社会になじまないものだから、市民社会代表によつ

て暴力発動の条件を政治社会規範として、権力組織規範・権力行使手続規範（両者は形式的制約づけ）・権力行使規範（内容的制約づけ）を制定し、普遍的意志を一般的に（抽象的という意味をも含めて）に形成する。尤も、議会そのものも権力組織規範によって形成され、権力行使手続規範に従って行動するのであるが、権力の組織・行使に関する基本原則は、資本の原蓄にも比すべき憲法制定の際に定められており、経済学原理論では原蓄を論理的に解明するのではなく、重商主義段階における歴史的事実として論理展開の前提とし、段階論で扱う問題とするように、憲法制定の問題も法の原理論で論理的に展開する問題ではなく、近代法創成期における歴史的先行事実として、論理展開の前提として原理論に取り込むべきであろう。

憲法の大枠の下に、議会によって形成された権力組織規範・権力行使手続規範に従って、司法・行政機構が形成され権力を発動するが、市民社会になじまない暴力を背後にもつ故に、市民社会の紛争処理機構の組織に従いつつ、権力の独り歩きを阻止しうるように権力を配分し、市民社会規範を大幅に採り入れた権力行使規範によって内容的に制約された枠内で権力を行使することとなる。議会も行政政府も裁判所も夫々に人的・物的機構をもち内部規範を定めるが、これらの總体が国家の实体、即ち普遍的意志の担い手として一般的抽象的には具体的個別的に秩序意志を形成し、さらにこれを実現するのである。「特殊な人々によって担われる暴力装置」とか「階級的抑圧機構」と言われるのは、この実体の特徴を秩序意志実現の点において強調したものである。尚、国家論では、警察と並んで軍隊がこの典型とされるのが一般化しているが、資本主義一般を考察する原理論の次元では、国家間の対立は想定しえないのであり、段階論・現状分析の課題とすべきであろう（したがって、法理論においても国際法は原理論で扱う問題ではない）。そして、その際には原理論とは次元の異なる「広義の政治社会（世界政治）」の考察を不可欠とするであろう。

以上のような仕組の中で形成された秩序意志が国民個々人の意志に対しても観念的に発動するところに、命令・督促・通知などの形態を採つて現象し、右のような形態での秩序意志の発動によつても秩序維持不能の場合には、最終形態として、「公的暴力」が刑罰・逮捕・勾引・勾留・強制執行などとして現われ、市民社会の秩序を担保する。

尚、国家は市民社会にとつて「必要悪」という意識が（とくに自由主義段階で）生ずるが、ことに租税に關してこの意識が強まる。租税は権力機構を維持するために不可欠であるが、資本として機能すべき貨幣を経済外的に徵収するわけで、資本の精神はこれを「必要悪」と感じ社会的共同負担として一般市民にも負担させるために、市民一般にとって「必要悪」とされるに至る。しかし、帝国主義段階、ことに国家が経済に介入する現代資本主義においては、資本の蓄積の妨げとなる租税は「必要悪」であつても、それを促進するために使う租税は「必要不可欠」となる。

(4) 抽象的ながら資本制社会における国家発生過程とその内部構造を探つたが、最終的には暴力によつて担保される秩序意志が「普遍的」になるためには「合意」という経済取引上の形態を媒介とすることからも解かるように、国家が市民社会から生れ出、それを秩序づけるためには、市民社会の論理に規定された形態を受容しなければならない。政治社会規範も第一義的には権力行使の形式的・内容的制約を定めたものであるが、国家権力が市民社会で実効性をもち、市民社会を秩序づけうるためには、市民社会の論理（自由意志の原則）に適合した形態を探らねばならない。国家権力は最終的には暴力によつて担保されるのであり、これが市民社会を規制するためには生の暴力むき出しで市民社会に立入れないのである。そこで市民社会規範に倣つて、政治社会（国家）は自らを権利形態で覆い、国家（機構）は統治権の主体・市民（国民）はこれによつて守らるべき基本的人権の主体となし、政治社会規範は統治権の組織・行使手続・行使内容を定めるもの、即ち法規範という裝をもつて現われざるをえない。⁽⁴⁾

この法規範の下に、国家（機構）は統治権を行使する主体として現われ、国民との間に権利義務関係を展開するこ

とによって、その暴力性・非市民社会性・階級性を隠蔽する（宗教に代る普遍的形態としての法……『ドイツ・イデオロギー』）。法は市民社会規範から権利形態を借用し、国家意志（これも、その基本的内容は市民社会より受けとる）を包み込むところに特殊の位層をもち、市民社会（広義の政治社会）と狭義の政治社会の矛盾を止揚し、市民相互間の権利義務関係を国家と国民の権利義務関係に転換した上で、前者を秩序づけるのである。

このような法発生論（経済—國家—法の連関構造）を踏え、これを法の内部構造解明の中に止揚するところに、社会科学としての法律学が成り立つとともに、資本制という特殊歴史的形態をとる社会の全体像を論理的に把握する社会科学も完成の基礎をもつことになり、「導きの糸」となった唯物史観も資本制社会の原理的解明の次元で論証され、科学的基礎づけを得ることになる。

(6) 市民社会規範より権利形態を借用し、この形態で国家意志を包み込んだ法は、法律・命令・規則・判決など抽象具体・一般個別様々の形態をとつて現象するが、それは広義の立法過程において立法・行政・司法機関を媒介に出現し、ここに経済・家族・政治社会の様々な関係が法主体間の権利義務関係（法的関係）として秩序づけられる。そして、この現象を表面的・断片的に眺めるとき、パシュカーニスや加古理論のように法主体こそが法的世界における最も根本的範疇とされる。しかし、法主体は単に法的関係を結ぶ基本単位にすぎず、法主体は矛盾を内蔵する概念ではないから、これを法理論の端緒範疇とするとは出来ない。法主体の解明から展開すると、法現象の社会学的、即ち個別断片的解明はなしえても、法の論理的・体系的把握はなしえない。

所有権こそは、商品における価値と使用価値の矛盾を、社会規範の次元において所有と利用の矛盾として反映しており、自由と強制の対立と綜合をも論理的に展開する法本質論（権利形態論）の端緒範疇は所有権でなければならぬ。商品の内蔵する矛盾が交換過程を通して貨幣へと上向するように、所有権のもつ矛盾は契約（自由意志の合致）

を媒介に債権へと展開される。この上向をなすために、商品が分析されているように、所有権を分析する際に権利主体を位置づけなければならない。その際、労働力商品化に対応して賃労働者さえも権利主体とされており、ここにおいて権利主体の自由平等等イデオロギーの抽象性＝虚偽性を解明することが重要である。

さて、所有権の変動をめぐって形成される権利主体間の合意（契約）を媒介に、所有権は債権へと姿態を変え、所有と利用の矛盾を一応は解決するが、ここでは所有権・債権の形態をとつて資本が運動すること、そこに「契約自由」の意義もあることの解説が重要である。

さらに、所有と利用の矛盾を当事者間の合意によつて個別的に解決し、所有権の自由（資本の自由）を保障するのみならず、全社会的に一切の侵害から暴力によつてでも守るための統治権へと展開する。商品社会では「貨幣の資本への転化」の際に、等価交換によつて剩余価値を生み出すという、論理上の矛盾が見られ、政治社会では階級的秩序意志を普遍化するという矛盾が見られるよう、法の世界では暴力になじまない所有権（市民社会）を暴力によつてでも守るための統治権という論理的矛盾が見られる。この矛盾は、市民社会から国家が発生する際に、非暴力と暴力の矛盾を、暴力を市民社会の外に生み落して、一旦は解決していた矛盾が、今度は暴力が市民社会に立ち入る際に生き返つたものである。経済過程では労働力という特殊の商品により解決し、政治社会では全市民の合意・社会契約という特殊の合意・契約（具体的には選挙に基づく市民と代表者間の信託関係）によつて解決されたように、ここでは市民社会（所有秩序）を守る意志を最高の意志とし、国民と権力機構によつて構成される国家に「主権」を認め、この特殊の権利を媒介にして統治権へと上向する。つまり「主権」の抽象的扱い手たる国民に人権を認め、その具体的な扱い手たる国家（機構）を統治権の主体とすることにより、国家と国民の関係は統治権と基本的人権との権利義務関係として展開され、暴力をも伴う支配服従関係を自由平等な関係として表わるのである。これによつて市民社会と政治

的国家の間の非暴力と暴力の矛盾が解決されることになる。最高の意志とは所有＝資本の自由の保障であり、国家（機構）はこれを普遍的意志として具体化し、暴力によつてでも実現するにも拘らず、権利形態をまとうことによつて、暴力行為も合法化され市民社会になじむものとされるのである。その縮図を當利團体（ことに株式会社）において見出しうるよう、國家の権利主体化＝主権化・統治権主体化により、國家は中立化・超階級化の基礎を強化し、「必要悪」とされた国家は「正義」の担い手と化し、法の虚偽性は深まる。

所有権－債権－統治権なる権利形態の展開を追いつつ、その抽象性＝虚偽性を解明するところに法本質論（権利形態論）の課題があるとすれば、権利形態をとつた国家が秩序意志を形成・実現する過程（広義の立法過程）を追うところに法実体論の課題がある。ここでは、立法権・司法権・行政権という超階級的・中立的装い（権利形態）をとる統治機構の中で、統治権と人権の対立がどのように解決されているかを解明することによって、逆に国家の中立性イデオロギー・法学的国家観の抽象性＝虚偽性を明らかにし、国家論を止揚補完することになろう。そして、広義の立法過程（法の制定・執行過程）に媒介されて現われる種々の法規範と、その中に人権の体系として展開される種々の権利義務関係（法的関係）については、これを法の現象形態として扱う。そこにもたらされる秩序の全一体性（人権体系）を明らかにする中に、法物神性の最終完成形態である「法学的世界觀」の問題を扱い、人々の目に資本制社会が超階級的・無矛盾の権利義務の世界として映る点を解明するのがここでの課題となる。「三位一体の定式」なる商品世界觀を補完し、資本制社会の階級隠蔽を強化する「法学的世界觀」の解明によつて、法そのものの内部構造を資本制社会全体像との統一裡に原理的に解明せんといふ、法理論の課題を果すことになるであろう。

(1) 「基本構図の抽象的試論」としているように、ここでは法理論の本格的な展開には至っていない。というのも、この構図は唯物史觀の公式を導きの糸とした経済－國家－法の全体構造と法の論理構造の連関という視点から、経済学原理論の成果を利用

用して、従来の学説を批判検討しつつ方法論的に説いたものにすぎず、あくまでも一つの仮説にすぎない。国家や法の原理論を本格的に展開するには、経済学においてなされたように、一九世紀中葉に至るイギリスを対象としつつ、これを歴史的傾向に則して純化して、即ち市民社会の論理に従う国家や、権利形態によって包摂された国家意志としての法を純化して解明しなければなるまい。ただ、本稿は前記のような意図の下になされた方法的仮説とはいえ、資本制国家や法の「純粹像」を抽象する際に、歴史的研究と相俟つて、「導き」の役割を担いうるのではなかろうか。というのは国家や法は歴史的継続性的特殊性のゆえに旧い制度を持続しており、何をもって「純化」された状態と見るかは必ずしも容易ではないからである。国家や法の原理論が一定の時代の一定の國の状態を基礎に純化された像を形成しつつ解明されながらも、他方では唯物史観の公式によつて経済学の成果の上に得られた仮説を利用する点は、経済学原理論がイギリスの状態を基礎に「純粹資本主義社会」像を形成する際に、唯物史観公式によつて上部構造の作用を捨象するのと同趣旨の試みといえよう。

(1a) 経済原則と経済法則の区別と連関については、宇野弘蔵『経済学方法論』、『△資本論△と社会主義』などを参考のこと。

(2) 旧稿では「経済倫理」としていたが、「経済社会規範（あるいは市民社会規範）」と改める。

(2a) 契約に基づく債務不履行一般にゲバルト発動の根拠を求める見解もあるが（瀬尾速「市民社会—暴力—国家」現代の眼一九七三年六月号八〇頁以下）、社会的制裁力と暴力の区別と連関、即ち非暴力と暴力の矛盾についての考察が欠けている。

(3) 経済学では商品世界における階級的編成については、「三位一体の定式」や「諸階級」として体系の最後で解明されるが、経済学の成果の上に展開される国家や法の理論では、本質論における形態展開過程においても、階級関係の解明をなしうるものと思う。

(4) 「裁判規範・行為規範」概念をめぐり、かつて「法社会学論争」において議論されたが、政治社会規範（国家意志）の法レベルでの現象形態としての法規範は、第一義的には権力行使の規範であつて、裁判も権力行使の一態様なのである。権力行使

の内容的制約をなす「実体法」は市民社会の「行為規範」にもなっているが、それは発生的に云々れば國家・法以前に存在する市民社会規範を基本的には借用したものであつて、この側面に関して川島教授は「生ける法」とか「行為規範」と呼ばれたものと思う。たゞ、教授においては権利と権力との区別と連関づけが欠け、発生論的展開が充分ではなかつたとしても、所謂「マルクス主義法学」者の側では、法社会学の問題提起を正しく受けとめて、その断片的非体系性を乗り越えるどころか、公式主義的に斬り捨てたきらいがある。この論争については、藤田勇・江守五夫編『文献研究・日本の法社会学』に収録されている。

- (5) 国家も株式会社も所有をめぐる矛盾解決のために生れる点では同質性をもち、内部の機関構成や構成員との間の権利義務関係においても、所有権保障が質く点において、株式会社を民主制国家の縮図として見うるものと思う。このような観点から株式会社法理論ことに株式会社を国家と対比する傾向をもつ松田二郎氏の理論を扱うと面白いであろう。
- (6) この展開は、社会規範における所有権—債権の展開の後を受けて、権利形態で国家を包摂する過程を解明するものであり、市民社会と政治的国家の対立の止揚過程を形態論として追うものである。

六、結びに代えて（影山論文の検討）

(1)、以上のような私見の構図に対しては批判が予想される。例えば、影山日出弥「経済学と法学との密接な相互關係」『経済』五五号は、本稿に関連する限りで要約すると、次のように云う。即ち、

「法学は経済学とは研究対象を異にし、経済学を『経済社会構成』の発展史の科学だとすれば、法学はこれと同一次元の科学とはいえない。経済学は客観的経済法則の発見、その作用や性格などについて解明する点で科学といえるが、法学はその対象とする上部構造そのものを『経済的社会構成の発展』から自立した『一つの自然史的过程』と見

ることは出来ないので経済学と同次元の科学ではない。しかし、法現象が究極の意味において『経済的社会構成の発展』諸法則に従い、制約されて運動するとすれば、それは合法則性のレヴェルで認識されうる現象であり、この意味で、この次元における限りで法学は科学となる。

「このような法現象の従属性、依存性からみて、法学においては、経済学の商品のようにそれ自身が歴史的かつ論理的に自己展開するような範疇は存在しない。それ故に、端初範疇を起点にすえて、その展開過程を『上向方法』に従い叙述する法現象の認識体系は承認されえない。もしそのような端初範疇が存在しうるならば『法学批判』の体系は叙述されうるであろうが、その可能性は極めて少ない」として、「経済学と法学の相関関係をミニマムな限度で処理する場合、法形成と実現の二つの運動過程が抽出されなければならない」としている。

(二)、ここで先ず気付く事は、経済学を「経済的社会構成の発展史の科学」とし、自然史的過程とみなしうる根拠を「経済的社会構成の発展」が客観的運動法則（価値法則・剩余価値法則など）に従うことにあるとする点である。⁽¹⁾われわれとの間に、経済学の目的や科学性の理解、価値法則の理解に関して大きな違いがある。われわれは、商品内在する価値と使用価値の矛盾が貨幣—資本へと自己展開し、殊に労働力商品における右の矛盾が根拠となつて価値法則を実体的に基礎づけつつも剩余価値（剩余価値法則ではない）を生み、これが利潤の分配として資本相互間や地主に分配されることによつて、資本＝利子・労働者＝賃金・地主＝地代という「三位一体の定式」で覆れた商品世界の意識を解明することにより、ここに商品形態による階級性隠蔽、価値原理の貫徹を論理的・体系的に解明するのが経済学原理論の課題であり、ここでは歴史主義的な発展史を扱うものではない（論理と歴史の照応は論理展開の全過程に云えるものではない）と考えている。

(三)、経済学が商品を端緒とし、これに内在する矛盾の自己展開として上向的叙述がなされるることは指摘のとおりで

あるが（但し、歴史的にも論理的にも自己展開する、と云われる）、先述のように法学においては所有権が端緒である。しかし、また所有権の矛盾は商品の矛盾の規範次元での反映であり、この意味で社会規範や法は経済（物的過程）に従属、依存しており、これを対象とする学問の位置づけも規定されるのである。⁽²⁾

影山論文では「論理的にべつの範疇が前提となつていなければならない範疇は、端初の意味をもちえない」として「一定の法規範の存在を、論理的に前提としていなければならぬ」法関係を端緒に仮定しているが、所有権—債権—統治権という展開の裡に法的関係（正確には権利義務関係）が形成されるのであって、法関係そのものを端緒に掲げて批判するのは無意味である。綜合上向の前に分析下向過程があるという意味では、所有権は法規範のみならず広義の立法過程や統治権・債権をも前提として上向してゆくが、上向過程においては、所有権を更に分析してそこに内在する所有と利用の矛盾の展開として上向するのである。

四、とはいへ、影山助教授も指摘されるように法的関係は様々の形態をとつて現われる法規範の中で具体的に体系的に展開され、ここに「法学的世界觀」も生ずるのである。憲法を頂点に法律・命令・規則・判決等において国民と国家の、あるいは国民相互間の政治的・経済的・家族的関係は国家意志を媒介とした権利義務関係即ち法的関係として現われ秩序づけられるのである。このように、「法規範」において展開されている「法的関係」は法の現象形態として扱われるすれば、「法的関係」を法の理論的展開の冒頭に置くのは間違いということになる。しかし、それは影山教授の云われるような意味において間違っているのではなく、△所有権—債権—統治権▽なる法本質論（権利形態論）で扱う権利義務関係を直ちに「法的関係」としてしまう点で誤っているのである。それが何故間違いなのかについては、本稿で検討したところである。筆者自身も旧稿「社会と法の連関構造」（佐賀大学経済論集四巻二号）では権利形態即法とし、権利義務関即法的関係として、権利形態論||法的関係論||法本質論という混乱した見解を述べて

いた。それは広義の政治社会と国家、社会規範と法との区別と連関を充分になさず、法の発生論と内部構造論の区別と連関が充分についていない点では、本稿で検討した。パシュカーニス、加古、藤田といった諸先達と同じ欠陥を有していたためである。旧稿では社会規範の問題を欠落させていたために、経済社会規範においてこそまず権利形態が採らされることに気付かず、「商品所有者」とすべきところを「商品占有者」とするなどの欠点も生れている。本稿は、諸先達の検討と合せて、筆者自身の旧稿をも批判し補足する所以である。本稿とて未だ抽象的な方法的仮設の段階に止り、かつ多くの難点を含むが、具体的な体系展開を追う中で一つづつ乗り越える他はない。

(1) 「資本論」第一巻第一版の序文でマルクスはたしかに「私の立場は経済的な社会構造の発展を自然史的过程として理解しようととするもの」(向坂訳による)としている。しかしその前後の脈絡から解かるように、この部分はマルクスが「個人」の問題をどのような視点で扱うか、個人と社会の関係をどのように見ていくかを説明しており、この文章は「この著作で探求しなければならぬものは、資本主義的生産様式でありこれに相応する生産諸関係および交易諸関係である。その典型的な場所は今日までのところイギリスである。……問題として取り扱うのはこれらの法則自体であり、鉄の必然性をもって作用し、そして貫徹するこれらの傾向なのである」とか、「近代社会の経済的運動法則を闡明することがこの著作の最後の究極目的である」とする文章に続くものである。このような脈絡と『資本論』全三巻の成果の上に、マルクス経済学の目的や科学性を理解しなければなるまい。

(2) 国家意志・法の相対的独自性をより強く表わす「政策性」については、段階論・現状分析において具体的に解明すべきである。